

# 令和 8 年度(2026 年度)市政広報番組制作放映業務基本仕様書

## 1 目的

市政における重要な施策や、制度・イベントなどについて市民へ情報提供を行い、市政への理解を図るために、テレビ広報を行う。

## 2 実施場所

市が指定する場所

## 3 業務内容

各放送局が、現在、制作・放送している情報番組内に、市政情報に関するコーナー（以下「市政情報コーナー」という。）を組み込む、又は別番組として市政情報番組（以下「市政情報番組」という。）を制作するとともに、市政情報告知 CM を制作し、放送する。

### (1) 「市政情報コーナー」又は「市政情報番組」制作

#### ア 制作及び確認体制

- ・打ち合わせや取材、撮影等にかかる費用（交通費等）は、受託者負担とする。
- ・放送前に進行に関する打ち合わせを実施すること。また、放送前に毎回プレビューを 1～2 回程度行い、必要に応じて VTR の修正を行うこと。

#### イ 放送

- ・放送期間は令和 8 年（2026 年）4 月～令和 9 年（2027 年）3 月とする。
- ・放送回数、放送時間及び放送時間帯は、提案及び協議によるが、市の要望に沿って、年 48 テーマ以上を制作・放送すること。

### (2) 「市政情報告知 CM」制作

#### ア 制作及び確認体制

- ・打ち合わせや取材、撮影等にかかる費用（交通費等）は、受託者負担とする。
- ・放送前に進行に関する打ち合わせを実施すること。また、放送前に毎回プレビューを 1～2 回程度行い、必要に応じて VTR の修正を行うこと。

#### イ 放送

- ・放送期間は令和 8 年（2026 年）4 月～令和 9 年（2027 年）3 月とする。
- ・放送回数、放送時間及び放送時間帯は、提案及び協議によるが、市の要望に沿って、年 12 テーマ以上を制作・放送すること。

※テーマは、(1) と異なる内容を想定。

### (3) その他自由提案

- ・「市政情報コーナー」又は「市政情報番組」を放送していることを告知するなど、金額の範囲内において、本業務の目的を達成するため有益と考えられる独自提案事項がある場合は、企画提案すること。

### (4) 成果品の納入

- ・「市政情報告知 CM」を DVD で納品すること。
- ・テレビ局ホームページや SNS、市公式 YouTube チャンネル等でのアーカイブ掲載を行うこと。

## 4 注意事項

- (1) 市民目線での情報伝達に努め、市民が知りたいと思う行政情報を分かりやすく、具体的に伝える番組構成にすること。

- (2) 情報伝達では、文字情報に加え、できる限り映像も取り入れながらスムーズに内容が伝わるよう工夫すること。
- (3) 障がい者の方への配慮として、ナレーション、テロップの挿入などを行うこと。
- (4) 「市政情報コーナー」又は「市政情報番組」及び「市政情報告知 CM」の放送終了後は、映像素材の提供により市ホームページでの動画配信及び市施設内・市主催の行事等で期間を問わず使用できるものとする。その他、二次使用の範囲に関しては、その都度協議する。
- (5) 放送局の都合により放送時間が変更となる場合は、別途協議のうえ定める。